

# 佐倉市上下水道部広告掲載基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、佐倉市上下水道部広告掲載要綱（令和元年12月27日施行）第3条第2項の規定に基づき、広告掲載できる広告に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

## (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 佐倉市上下水道部の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

## (個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

## (規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者に関するものは、広告掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 消費者金融の業種
- (3) たばこ製造に関わる業種
- (4) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反している事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

## (掲載基準)

第5条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大広告（著しく事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をいう。）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現のあるもの
- ウ 人材募集広告で、その内容が労働基準法（昭和29年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品に関するもの
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する場合その他表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。
- イ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現のあるもの
- ウ 残酷な描写その他の善良な風俗に反するような表現のあるもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想させ、又は想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(市ホームページに関する基準)

第6条 本市が管理するホームページに掲載する広告に関しては、ホームページ内のウェブページに表示される広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの広告内容についてもこの基準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第7条 広告の表示内容の個別の基準は、業種ごとに別表に定めるところによるものとする。

- 2 当該広告を所管する課長は、掲載の都度、具体的な表示内容等について別表の左欄の区分に応じ当該右欄に定める項目について検討し、当該掲載の可否を判断するものとする。この場合において、医療、老人保健施設、選挙、墓地等に関する表示内容及び消費者関連法に基づく表示基準については、当該広告を所管する課長が関係法令等の所管課長に対し、法令等で定めた内容に違反している事項がないか直接確認するものとする。
- 3 前項の規定による判断の結果、内容の訂正、削除等が必要な場合は、広告主に依頼するものとする。この場合において、広告主は、正当な理由がある場合以外は、訂正、削除等に応じなければならない。

#### 附 則

この基準は、令和元年12月27日から施行する。(佐水経第310号)

附 則(令和6年11月14日決裁佐水経第654号)

この基準は、決裁の日から施行する。

別 表

区分	基 準
人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつ旋をしている疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
語学教室等	安いさや授業料、受講料等の安価さを強調する表現は使用しない。
学習塾、予備校等 (専門学校を含む。)	合格率等の実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
外国大学の日本校	当該大学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学でない旨を明確に表示すること。
資格講座	(1) 民間資格を国家資格であるかのように誤認させ、又は当該資格の取得者を置かなければならぬという誤解を招くような表現を使用しない。この場合において、当該資格が国家資格でない旨を明確に表示すること。 (2) 講座を受講されすれば、国家資格が取得できるといった誤解を招くような表現は使用しない。この場合において、当該資格取得には別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品若しくは材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
病院、診療所及び助産所	医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
施術所(あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう及び柔道整復)	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告を掲載することはできないため、業務内容の確認は必ず行う。
薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具 (健康器具、コンタクトレンズ等)	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
健康食品、保健機能食品及び特別用途食品	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

介護保険法に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等	(1) サービス全般（老人保健施設を除く。） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 (2) 有料老人ホーム (1)に規定するもののほか、ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産の売買又は賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。 (4) 契約を急がせるような表示は掲載しない。
弁護士、税理士、公認会計士等	掲載内容は名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
旅行業	(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。 (2) 行程にない場所の写真の掲載等の不当表示に注意する。
通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
雑誌、週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出し及び写真的的表現については、青少年保護等の観点から適正なものであり、かつ、不快感を与えないものであること。 (3) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (4) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (5) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告において、氏名及び写真は、原則として表示してはならない。 (6) 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものであること。

映画、興業等	(1) 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは、掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (4) 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。
占い、運勢判断等	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。 (3) 料金や販売について明示する。
結婚相談所及び交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟し、その旨を明記すること。この場合において、事業者は、加盟証明を提出すること。 (2) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
調査会社、探偵事務所等	掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告においては、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。
募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け、かつ、その旨を明確に表示していること。
質屋、チケット等の再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム及び貸し収納業者	(1) トランクルームにおいては、国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であることが必要。 (2) 貸し収納業者においては、会社名以外にトランクルームの名称を使用せず、かつ、倉庫業法に基づくトランクルームでない旨を明確に表示すること。
規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	本基準第4条に定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告については、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めるものとする。
その他	表示等については次の事項に注意すること。 (1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 (2) 比較広告(根拠となる資料が必要) 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加又は体験ができるもの 費用がかかる場合があるときには、その旨を明示すること。 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名、その所在地及び連絡先を明記する。ただし、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名も明記するものとする。この場合において、

連絡先は固定電話とし、携帯電話のみは認めない。

- (5) 肖像権及び著作権  
無断使用がないこと。
- (6) 宝石の販売  
虚偽の表現に注意すること。（公正取引委員会に確認をするものとする。）
- (7) アルコール飲料  
20歳未満の者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。